

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第41号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号（以下「移動款等」という。）に対応する同表の改正後の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号（以下「移動後款等」という。）が存在する場合には当該移動款等を当該移動後款等とし、移動款等に対応する移動後款等が存在しない場合には当該移動款等（以下「削除款等」という。）を削り、移動後款等に対応する移動款等が存在しない場合には当該移動後款等（以下「追加款等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（款、条、項及び号の表示並びに削除款等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（款、条、項及び号の表示並びに追加款等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章・第2章（略）	第1章・第2章（略）
第3章 地域機関	第3章 地域機関
第1節・第2節（略）	第1節・第2節（略）
第3節 その他の機関	第3節 その他の機関
第1款～第5款（略）	第1款～第5款（略）
<u>第5款の2及び第5款の3</u> 削除	<u>第5款の2</u> 削除
	<u>第5款の3</u> <u>愛鳥センター紫雲寺さえずりの里</u>
第5款の4～第14款（略）	第5款の4～第14款（略）
<u>第15款から第19款まで</u> 削除	<u>第15款及び第16款</u> 削除
	<u>第17款</u> <u>コロニーにいがた白岩の里</u>
第20款（略）	第20款（略）
第21款 <u>女性相談支援センター</u>	第21款 <u>女性福祉相談所</u>
第22款～第40款（略）	第22款～第40款（略）
第4章・第5章（略）	第4章・第5章（略）
附則	附則
（福祉保健部）	（福祉保健部）
<b>第6条の5</b> 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。	<b>第6条の5</b> 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。
福祉保健総務課・国保・福祉指導課（略）	福祉保健総務課・国保・福祉指導課（略）
地域医療政策課	地域医療政策課
医療指導係 魚沼班 県央班 <u>医療企画班</u> 地域医療整備室	医療指導係 魚沼班 県央班 地域医療整備室
感染症対策・薬務課	感染症対策・薬務課
<u>感染症対策班</u> 薬務係 薬事指導係	<u>新型コロナウイルス感染症対策班</u> <u>感染症対策係</u> 薬務係 薬事指導係
医師・看護職員確保対策課～障害福祉課（略）	医師・看護職員確保対策課～障害福祉課（略）
<u>こども家庭課</u>	<u>子ども家庭課</u>
保育支援係 家庭福祉係 児童福祉係 <u>こども政策室</u>	保育支援係 家庭福祉係 児童福祉係 <u>子ども政策室</u>

(産業労働部)

第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課～創業・イノベーション推進課 (略)  
産業立地課

立地推進係 電源地域振興係

しごと定住促進課・雇用能力開発課 (略)

(土木部)

第6条の10 土木部に次の課、室、係及び班を置く。

監理課～砂防課 (略)

都市政策課

都市行政係 広域都市政策班 都市計画係 盛土対策係

都市整備課・建築住宅課 (略)

下水道課

管理調整係 流域下水道班 公共下水道係

営繕課 (略)

2～4 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局・総務部 (略)

環境局

環境政策課 (略)

環境対策課

(1)～(14) (略)

(15) (略)

資源循環推進課 (略)

防災局 (略)

福祉保健部

福祉保健総務課～障害福祉課 (略)

こども家庭課

(1)～(6) (略)

(7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する事項

(8)・(9) (略)

(10) 女性相談支援センター及びあかしや寮に関する事項

(11)・(12) (略)

産業労働部・観光文化スポーツ部 (略)

農林水産部

農業総務課～漁港課 (略)

林政課

(1)～(12) (略)

(産業労働部)

第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課～創業・イノベーション推進課 (略)  
産業立地課

計画調査班 立地推進班 電源地域振興係

しごと定住促進課・雇用能力開発課 (略)

(土木部)

第6条の10 土木部に次の課、室、係及び班を置く。

監理課～砂防課 (略)

都市政策課

都市行政係 広域都市政策班 都市計画係

都市整備課・建築住宅課 (略)

下水道課

管理調整係 流域下水道係 公共下水道係

営繕課 (略)

2～4 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局・総務部 (略)

環境局

環境政策課 (略)

環境対策課

(1)～(14) (略)

(15) 愛鳥センター紫雲寺さえずりの里に関する事項

(16) (略)

資源循環推進課 (略)

防災局 (略)

福祉保健部

福祉保健総務課～障害福祉課 (略)

子ども家庭課

(1)～(6) (略)

(7) 婦人保護に関する事項

(8)・(9) (略)

(10) 女性福祉相談所及びあかしや寮に関する事項

(11)・(12) (略)

産業労働部・観光文化スポーツ部 (略)

農林水産部

農業総務課～漁港課 (略)

林政課

(1)～(12) (略)

(13) 林業土木工事の検査に関する事項

(13) (略)

治山課

(1)～(10) (略)

(11) 林業土木工事の検査に関する事項

農地部～出納局 (略)

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)

**第10条** (略)

2～10 (略)

11 第1項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局設置条例別表第10所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

(略)

12 (略)

13 地域振興局の事務の一部を分掌させるため、次のとおり巻農業振興部、新津地域整備部、砂防事務所、地区振興事務所及び港湾事務所を置く。

名称	位置	担当区域
上越地域振興局直江津港湾事務所	(略)	港湾法による直江津港港湾区域並びに同港臨港地区及び同港湾隣接地域の区域 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)</u> による名立漁港区域

(略)

14 新潟県地域振興局設置条例別表第10所掌事務の欄に掲げる事務の一部の分掌については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(略)

15～17 (略)

(組織)

**第11条** 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1)～(7) (略)

(8) 十日町地域振興局

健康福祉部・農業振興部 (略)

地域整備部

総務課

業務課

業務係

用地・行政課

維持管理課～治水課 (略)

(9)～(11) (略)

(12) 佐渡地域振興局

健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)

(14) (略)

治山課

(1)～(10) (略)

農地部～出納局 (略)

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)

**第10条** (略)

2～10 (略)

11 第1項の規定にかかわらず、新潟県地域振興局設置条例別表第9所掌事務の欄に掲げる事務についての所管区域は、次のとおりである。

(略)

12 (略)

13 地域振興局の事務の一部を分掌させるため、次のとおり巻農業振興部、新津地域整備部、砂防事務所、地区振興事務所及び港湾事務所を置く。

名称	位置	担当区域
上越地域振興局直江津港湾事務所	(略)	港湾法による直江津港港湾区域並びに同港臨港地区及び同港湾隣接地域の区域 <u>漁港漁場整備法</u> による名立漁港区域

(略)

14 新潟県地域振興局設置条例別表第9所掌事務の欄に掲げる事務の一部の分掌については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(略)

15～17 (略)

(組織)

**第11条** 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1)～(7) (略)

(8) 十日町地域振興局

健康福祉部・農業振興部 (略)

地域整備部

総務課

業務課

業務係 行政係

用地課

維持管理課～治水課 (略)

(9)～(11) (略)

(12) 佐渡地域振興局

健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)

地域整備部

総務課～建築課 (略)  
業務・空港用地課 (略)

港湾課～県民サービスセンター (略)

2～12 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉環境部

庶務課・企画調整課 (略)

地域福祉課

(1)～(9) (略)

(10) 困難な問題を抱える女性への支援に関する事業に関する事項

(11)～(16) (略)

地域保健課～生活衛生課 (略)

環境センター (略)

児童・障害者相談センター～地域整備部 (略)

3～7 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)

地域整備部

総務課 (略)

業務課

第6項に規定する地域整備部業務課の分掌事務  
用地・行政課

第4項に規定する地域整備部用地・行政課の分掌事務

維持管理課～治水課 (略)

9～11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)

地域整備部

総務課～建築課 (略)

業務・空港用地課

(1) 庁舎管理に関する事項 (地域整備部業務・空港用地課が設置されている庁舎に限る。)

(2)～(7) (略)

(8) 佐渡空港の管理及び工事の執行に関する事項

(9) 佐渡空港に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項

地域整備部

総務課～建築課 (略)  
港湾空港業務課 (略)

空港用地課

港湾課～県民サービスセンター (略)

2～12 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉環境部

庶務課・企画調整課 (略)

地域福祉課

(1)～(9) (略)

(10) 婦人保護事業に関する事項

(11)～(16) (略)

地域保健課～生活衛生課 (略)

環境センター (略)

児童・障害者相談センター～地域整備部 (略)

3～7 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)

地域整備部

総務課 (略)

業務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務  
用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

維持管理課～治水課 (略)

9～11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)

地域整備部

総務課～建築課 (略)

港湾空港業務課

(1) 庁舎管理に関する事項 (地域整備部港湾空港業務課が設置されている庁舎に限る。)

(2)～(7) (略)

港湾課～県民サービスセンター (略)  
13～26 (略)

第76条 (略)

第5款の2及び第5款の3 削除

第76条の2から第76条の5まで 削除

(設置)

第81条 児童、障害者、困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者に関する総合的かつ高度な相談、判定、指導等を行うとともに、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び女性相談支援センターの業務に関する指導及び調整を行うため、中央福祉相談センターを新潟市に置く。

(組織)

第82条 中央福祉相談センターに次の課、室、係及び班を置く。

総務課～保護・支援課 (略)

障害者相談支援室

(分掌事務)

空港用地課

- (1) 佐渡空港の管理及び工事の執行に関する事項
- (2) 佐渡空港に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項

港湾課～県民サービスセンター (略)  
13～26 (略)

第76条 (略)

第5款の2 削除

第76条の2及び第76条の3 削除

第5款の3 愛鳥センター紫雲寺さえずりの里

(設置)

第76条の4 鳥獣保護思想の普及及び啓発を図り、自然とのふれあいの場を確保するため、愛鳥センター紫雲寺さえずりの里を新潟市に置く。

(分掌事務)

第76条の5 愛鳥センター紫雲寺さえずりの里の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 野生鳥獣についての知識の普及及び保護思想の啓発に関する事項
- (2) 野生鳥獣保護のための指導者養成に関する事項
- (3) 野生傷病鳥獣の保護及び治療に関する事項

(設置)

第81条 児童、身体障害者、知的障害者、保護を要する女子及び配偶者からの暴力を受けた者に関する総合的かつ高度な相談、判定、指導等を行うとともに、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び女性福祉相談所の業務に関する指導及び調整を行うため、中央福祉相談センターを新潟市に置く。

(組織)

第82条 中央福祉相談センターに次の課、係及び班を置く。

総務課～保護・支援課 (略)

(分掌事務)

第83条 中央福祉相談センターの課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)・(2) (略)
- (3) 中央児童相談所、中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所、女性相談支援センター及びあかしや寮の庶務及び会計に関する事項

(4) (略)

企画指導課

(1)～(3) (略)

(4) 困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者の援助に関する事項（相談判定課及び保護・支援課の所管に属する事項を除く。）

(5) 福祉相談に関する研究、研修及び企画調整に関する事項（障害者相談支援室の所管に属する事項を除く。）

(6) 各種調査統計に関する事項（障害者相談支援室の所管に属する事項を除く。）

相談判定課

(1) 児童、身体障害者、知的障害者、困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項（保護・支援課及び障害者相談支援室の所管に属する事項を除く。）

(2)・(3) (略)

(4) 身体障害者の心理学的及び職能的判定に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) 児童、身体障害者及び知的障害者の心理学的及び精神医学的治療に関する事項

(8) 困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者の医学的又は心理学的な援助に関する事項

保護・支援課

(1) (略)

(2) 困難な問題を抱える女性の一時保護に関する事項

(3) (略)

(4) 困難な問題を抱える女性の自立生活の促進に関する情報提供に関する事項

(5) 配偶者からの暴力を受けた者の自立生活の促

第83条 中央福祉相談センターの課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)・(2) (略)

(3) 中央児童相談所、中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所、女性福祉相談所及びあかしや寮の庶務及び会計に関する事項

(4) (略)

企画指導課

(1)～(3) (略)

(4) 身体障害者に関する専門的な指導に関する事項

(5) 身体障害者福祉に関する専門的相談指導の技術的援助及び助言に関する事項

(6) 知的障害者の指導に関する事項

(7) 保護を要する女子の調査及び援助に関する事項（保護・支援課の所管に属する事項を除く。）

(8) 福祉相談に関する研究、研修及び企画調整に関する事項

(9) 各種調査統計に関する事項

相談判定課

(1) 児童、身体障害者、知的障害者、保護を要する女子及び配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項（保護・支援課の所管に属する事項を除く。）

(2)・(3) (略)

(4) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事項

(5) 身体障害者手帳の交付に関する事項

(6) (略)

(7) (略)

(8) 保護を要する女子の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事項

(9) 児童、身体障害者、知的障害者及び保護を要する女子の心理学的及び精神医学的治療に関する事項

(10) 配偶者からの暴力を受けた者の医学的又は心理学的な援助及び自立支援のための援助に関する事項

保護・支援課

(1) (略)

(2) 保護を要する女子の一時保護に関する事項

(3) (略)

(4) 配偶者からの暴力を受けた者の自立生活の促

進及び保護命令に関する情報提供に関する事項

(6) (略)

(7) 困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者の援助に関する事項（相談判定課の所管に属する事項を除き、夜間、休日等に行うものに限る。）

(8) 児童、困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項（夜間、休日等に行うものに限る。）

障害者相談支援室

(1) 身体障害者及び知的障害者の専門的な知識及び技術を必要とする相談並びに指導に関する事項

(2) 身体障害者の医学的判定に関する事項

(3) 身体障害者手帳の交付に関する事項

(4) 身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関する専門的な技術的援助及び助言に関する事項

(5) 障害者の権利擁護に関する事項

(6) 障害者の福祉に関する研究、企画及び調査に関する事項

(7) 障害者の専門的指導の研修の企画及び実施に関する事項

第98条 (略)

第15款から第19款まで 削除

第99条から第109条まで 削除

進及び保護命令に関する情報提供その他の援助に関する事項

(5) (略)

(6) 保護を要する女子の調査及び援助に関する事項（夜間、休日等に行うものに限る。）

(7) 児童、保護を要する女子及び配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項（夜間、休日等に行うものに限る。）

第98条 (略)

第15款及び第16款 削除

第99条から第102条まで 削除

第17款 コロニーにいがた白岩の里

(名称及び位置)

第103条 コロニーにいがた白岩の里の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称 位 置

コロニーにいがた白岩 長岡市  
の里

(組織)

第104条 コロニーにいがた白岩の里に次の部、課、室及び係を置く。

管理部

総務課

庶務係

診療室

企画相談室

児童部  
成人部  
高齢期更生部  
重複更生部  
社会復帰部

(分掌事務)

第105条 コロニーにいがた白岩の里の部、課及び室  
の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部

総務課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 施設及び設備の維持及び保全に関する事項
- (3) 給食に関する事項
- (4) 他部及び部内他室に属しない事項

診療室

診療に関する事項

企画相談室

- (1) 入所者の心理学的判定に関する事項
- (2) 知的障害者の入所及び退所の調整に関する事項
- (3) 入所者に関する専門的相談指導の技術的援助及び助言に関する事項
- (4) 知的障害者の福祉に関する研究、企画及び調査に関する事項
- (5) 知的障害者の専門的指導の研修の企画及び実施に関する事項

児童部

- (1) 最重度知的障害児の生活及び学習指導並びに治療訓練に関する事項
- (2) 最重度知的障害者の生活指導及び治療訓練に関する事項（児童部において施設入所支援のサービスを受けている者に関する事項に限る。）

成人部

最重度知的障害者の生活指導及び治療訓練に関する事項（児童部において施設入所支援のサービスを受けている者に関する事項を除く。）

高齢期更生部

重・中・軽度高齢期知的障害者の更生に関する指導及び訓練に関する事項

重複更生部

重・中・軽度知的障害者で、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有するものの更生に関する指導及び訓練に関する事項

社会復帰部

中・軽度知的障害者の就労等自立に関する指導及び訓練に関する事項

第18款及び第19款 削除

第106条から第109条まで 削除



第21款 女性相談支援センター

(名称及び位置)

第113条 女性相談支援センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称 位 置  
新潟県女性相談支援セ (略)  
ンター

(分掌事務)

第114条 女性相談支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性の相談に関する事項  
(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和4年法律第52号)の規定により女性相談支援センターが行うものに限る。次号から第4号までにおいて同じ。)
- (2) 困難な問題を抱える女性の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関する事項
- (3) 困難な問題を抱える女性の一時保護に関する事項
- (4) 困難な問題を抱える女性の自立生活の促進に関する情報提供に関する事項
- (5) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号)の規定により配偶者暴力相談支援センターが行うものに限る。次号から第8号までにおいて同じ。)
- (6) 配偶者からの暴力を受けた者の医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助に関する事項
- (7) (略)
- (8) 配偶者からの暴力を受けた者の自立生活の促進及び保護命令に関する情報提供に関する事項

(分掌事務)

第116条 あかしや寮の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の保護に関する事項
- (2) 入所者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助及び自立の促進のための生活の支援に関する事項
- (3) 退所した者の相談その他の援助に関する事項

(組織及び分掌事務)

第21款 女性福祉相談所

(名称及び位置)

第113条 女性福祉相談所の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称 位 置  
新潟県女性福祉相談所 (略)

(分掌事務)

第114条 女性福祉相談所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保護を要する女子の相談に関する事項 (売春防止法 (昭和31年法律第118号)の規定により婦人相談所が行うものに限る。次号から第5号までにおいて同じ。)
- (2) 保護を要する女子の調査及び援助に関する事項
- (3) 保護を要する女子の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事項
- (4) 保護を要する女子の心理学的及び精神医学的治療に関する事項
- (5) 保護を要する女子の一時保護に関する事項
- (6) 配偶者からの暴力を受けた者の相談に関する事項 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号)の規定により配偶者暴力相談支援センターが行うものに限る。次号から第9号までにおいて同じ。)
- (7) 配偶者からの暴力を受けた者の医学的又は心理学的な指導及び自立支援のための援助に関する事項
- (8) (略)
- (9) 配偶者からの暴力を受けた者の自立生活の促進及び保護命令に関する情報提供その他の援助に関する事項

(分掌事務)

第116条 あかしや寮の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 収容者の保護に関する事項
- (2) 収容者の問題の調査及び更生指導に関する事項
- (3) 収容者の生活指導及び職業指導に関する事項

(組織及び分掌事務)

**第131条の3** 近代美術館に総務課及び学芸企画課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)・(2) (略)

(3) 学芸企画課に属しない事項

学芸企画課 (略)

2 万代島美術館に業務課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

前項に規定する総務課及び学芸企画課の分掌事務

(原子力安全調整監)

**第165条の6** 防災局に原子力安全調整監を置くことができる。

2 原子力安全調整監は、部長の命を受けて原子力発電の安全対策に関する事務を処理するとともに部長を補佐して原子力発電の安全対策に関する重要事項の調整を行う。

(国際企画主幹等)

**第170条の2** (略)

2 (略)

3 知事政策局国際課に韓国室長、ロシア室長、中国室長及び東南アジア室長を置くことができる。

(総括政策企画員等)

**第177条** (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策課、ICT推進課及び国際課、総務部行政改革課、県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境局環境政策課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課、障害福祉課及び子ども家庭課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企画課、国際観光推進課及び文化課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(工事検査監等)

**第181条** 林業土木、農業土木、土木(港湾及び空港を含む。)及び建築の事務及び工事の検査のため、農林水産部治山課に林業土木工事検査監及び林業土木工事検査員を、農地部農地管理課に農業土木工事検査監及び農業土木工事検査員を、土木部技術管理課に土木工事検査監、建築工事検査監、土木工事検査員及び建築工事検査員を置く。

**第131条の3** 近代美術館に総務課及び学芸課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)・(2) (略)

(3) 学芸課に属しない事項

学芸課 (略)

2 万代島美術館に業務課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

前項に規定する総務課及び学芸課の分掌事務

(原子力安全広報監)

**第165条の6** 防災局に原子力安全広報監を置くことができる。

2 原子力安全広報監は、部長の命を受けて原子力施設周辺地域の環境放射線等の広報に関する事務を処理する。

(国際企画主幹等)

**第170条の2** (略)

2 (略)

3 知事政策局国際課に韓国室長、ロシア室長及び中国室長を置くことができる。

(総括政策企画員等)

**第177条** (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策課、ICT推進課及び国際課、総務部行政改革課、県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境局環境政策課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課、障害福祉課及び子ども家庭課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企画課、国際観光推進課及び文化課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(工事検査監等)

**第181条** 林業土木、農業土木、土木(港湾及び空港を含む。)及び建築の事務及び工事の検査のため、農林水産部林政課に林業土木工事検査監及び林業土木工事検査員を、農地部農地管理課に農業土木工事検査監及び農業土木工事検査員を、土木部技術管理課に土木工事検査監、建築工事検査監、土木工事検査員及び建築工事検査員を置く。

(参事等)

**第182条** 部、局、課、係及び班に、参事、技監、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。

2 参事、技監、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、部、局、課、係及び班の事務を処理する。

(課内室の長等)

**第184条** (略)

2 (略)

3 課内室に、参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査及び主任を置くことができる。

4・5 (略)

6 参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、パスポートセンター長代理、主席検査員、主査及び主任は、上司の命を受けて室及びセンターの事務を処理する。

(地域機関の長等)

**第188条** (略)

2・3 (略)

4 地域振興局に副局長を置くことができる。

5 副局長は、地域振興局長の命を受けて地域振興局の事務を処理するとともに地域振興局長を補佐して地域振興局の重要事項の企画及び調整を行う。

(次長)

**第189条** 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛生検査センター、病虫害防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、新潟学園、工業技術総合研究所、労働相談所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

**第192条** (略)

2・3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(参事等)

**第182条** 部、局、課、係及び班に、参事、技監、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。

2 参事、技監、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、部、局、課、係及び班の事務を処理する。

(課内室の長等)

**第184条** (略)

2 (略)

3 課内室に、参事、副参事、主査及び主任を置くことができる。

4・5 (略)

6 参事、副参事、パスポートセンター長代理、主席検査員、主査及び主任は、上司の命を受けて室及びセンターの事務を処理する。

(地域機関の長)

**第188条** (略)

2・3 (略)

(次長)

**第189条** 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛生検査センター、病虫害防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所、労働相談所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

**第192条** (略)

2・3 (略)

4 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部に寮長を置く。

5 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部に副寮長を置くことができる。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

7 各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長、副校長及び鳥獣被害対策統括調整監は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。

(主任准看護師)

第196条 はまぐみ小児療育センターに主任准看護師を置くことができる。

(用地調整員)

第208条 村上地域振興局、新発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局及び上越地域振興局の地域整備部の用地課、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課及び村上地域振興局の地域整備部の業務課、新発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局及び上越地域振興局の地域整備部の庶務課並びに三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課に行政専門員を置くことができる。

9 各地域機関の内部組織の長、副所長、教頭、寮長、副寮長、事務長、事務長補佐、診療部長、科部長、科医長、看護部長、看護師長、副看護師長、副校長及び鳥獣被害対策統括調整監は、上司の命を受けてその組織の事務を掌理し、又は処理する。

(主任准看護師)

第196条 コロニーにいがた白岩の里及びはまぐみ小児療育センターに主任准看護師を置くことができる。

(用地調整員)

第208条 村上地域振興局、新発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び上越地域振興局の地域整備部の用地課、三条地域振興局、魚沼地域振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課、村上地域振興局及び十日町地域振興局の地域整備部の業務課、新発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局及び上越地域振興局の地域整備部の庶務課並びに三条地域振興局、魚沼地域振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課に行政専門員を置くことができる。

(課長代理等)

第211条 (略)

2・3 (略)

4 中央福祉相談センターの障害者相談支援室及びはまぐみ小児療育センターの療育支援室に室長代理を置く。

5 (略)

(参事等)

第212条 地域機関及びその内部組織に、参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員を置くことができる。

2 参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
新潟県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(同法第9条第2項及び第4項の規定による求めに対する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服の審査	(略)

(略)

新潟県立近代美術館協議会

新潟県文化審議会 文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第7条の2第1項に規定する文化芸術の推進に関する計画その他の文化の振興等に関する重要事項の調査審議及び文化の振興等に関し必要な事項についての意見

(課長代理等)

第211条 (略)

2・3 (略)

4 コロニーにいがた白岩の里の企画相談室及びはまぐみ小児療育センターの療育支援室に室長代理を置く。

5 (略)

(参事等)

第212条 地域機関及びその内部組織に、参事、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員を置くことができる。

2 参事、副参事、専門研究員、専門学芸員、係長、主査、専門員、主任、主任研究員及び主任学芸員は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
新潟県国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服の審査	(略)

(略)

新潟県立近代美術館協議会

新潟県文化振興条例(令和6年新潟県条例第29号)第7条第1項

陳述

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第213条の表新潟県国民健康保険審査会の項の改正は、同年12月2日から施行する。